

◆要件が見直しされる加算について【届出必要】

次の加算については、報酬改定により加算要件等の見直しがなされます。

見直しにより届出が必要な事業所や、4月から新たに当該加算を算定される事業所は、令和6年4月30日（火）（消印有効）までに郵送にて必要書類を送付してください。

(1)障がい福祉サービス事業

特定事業所加算（居宅介護）

《居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直し》

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数に加算する。

- ・特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） 所定単位数の 20 %に加算
- ・特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合） 所定単位数の 10 %を加算
- ・特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合） 所定単位数の 10 %を加算
- ・特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合） 所定単位数の 5 %を加算

[現行]

- ①サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
- ②良質な人材の確保（介護福祉士の割合が 30 %以上等）
- ③重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が 30 %以上）
- ④中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が 50 %以上）

[見直し後]

- ①及び②（略）
- ③重度障害者への対応（区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が 30 %以上）
- ④中重度障害者への対応（区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が 50 %以上）

※令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。

特定事業所加算（同行援護）

《同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し》

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数に加算する。

- ・特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） 所定単位数の 20 %に加算
- ・特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合） 所定単位数の 10 %を加算
- ・特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合） 所定単位数の 10 %を加算
- ・特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合） 所定単位数の 5 %を加算

[現行]

- ①サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
- ②良質な人材の確保
 - ・介護福祉士の割合 30 %以上
 - ・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50 %以上
 - ・常勤の同行援護従事者によるサービス提供 40 %以上
 - ・同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等 30 %以上
- ③重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が 30 %以上）
- ④中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が 50 %以上）

[見直し後]

- ①（略）
- ②良質な人材の確保
 - ・介護福祉士の割合 30 %以上

- ・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50 %以上
 - ・常勤の同行援護従事者によるサービス提供 40 %以上
 - ・同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等 30 %以上
 - ・盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者 20 %以上
- ③及び④（略）

特定事業所加算（行動援護）

《行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し》

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数に加算する。

- ・特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） 所定単位数の 20 %に加算
- ・特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合） 所定単位数の 10 %を加算
- ・特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合） 所定単位数の 10 %を加算
- ・特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合） 所定単位数の 5 %を加算

[現行]

①サービス提供体制の整備

- ・研修の計画的実施、情報の的確な伝達等

②良質な人材の確保

- ・介護福祉士の割合 30 %以上
- ・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50 %以上
- ・常勤の行動援護従事者によるサービス提供 40 %以上

③重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が 30 %以上

④中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が 50 %以上

[見直し後]

①サービス提供体制の整備

- ・研修の計画的実施、情報の的確な伝達等

・サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援助手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。

※令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。

②良質な人材の確保

- ・介護福祉士の割合 30 %以上
- ・実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50 %以上
- ・常勤の行動援護従事者によるサービス提供 40 %以上
- ・サービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材育成研修を修了した者

③重度障害者への対応（区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が 18 点以上である者の占める割合が 30 %以上

④（略）

目標工賃達成加算（就労継続支援B型）

《目標工賃達成加算【新設】》

ア 報酬告示第14の13の2の目標工賃達成加算については、目標工賃達成指導員配置加算の対象となる就労継続支援B型サービス費(I)及び就労継続支援B型サービス費(IV)を算定する指定就労継続支援B型において、各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合

イ 当該工賃目標が前々年度における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と前々々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額）以上である場合

（例）令和4年度の平均工賃月額が13,000円である就労継続支援B型事業所の場合（令和4年度と令和3年度の全国平均工賃月額の差額は524円）

・ 令和5年度における工賃向上計画における工賃目標を15,000円とし、実際の平均工賃月額が15,500円だった場合

→ 加算

・ 令和5年度における工賃向上計画における工賃目標を13,100円とし、実際の平均工賃月額が15,500円だった場合

→ 工賃目標が、前々年度の全国平均工賃月額と前々々年度の全国平均工賃月額との差額（524円）以上となっていないことから加算対象外

・ 令和5年度における工賃向上計画における工賃目標を15,000円とし、実際の平均工賃月額が14,000円だった場合

→ 工賃目標未達成であることから加算対象外

専門的支援体制加算、専門的支援実施加算（児童発達支援、放課後等デイサービス）

《専門的支援加算・特別支援加算の見直し》

[現行]

専門的支援加算

【児童発達支援センター（障害児）】

理学療法士等を配置 区分に応じて22～62単位/日

児童指導員を配置 同 15～41単位/日

【児童発達支援事業所（障害児）】

理学療法士等を配置 区分に応じて75～187単位/日

児童指導員を配置 同 49～123単位/日

※専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

特別支援加算 54単位/回

※理学療法士等を配置して、専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援加算を算定している場合は算定できない）

[見直し後]

専門的支援体制加算 …①

【児童発達支援センター】 区分に応じて15～41単位/日

【児童発達支援事業所（障害児）】 同 49～123単位/日

専門的支援実施加算 150単位/回（原則月4回を限度） …②

※①専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

②理学療法士等注により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援体制加算との併算定可能。利用日数等に応じて最大月6回を限度）

理学療法士等・・・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事しものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員